

居宅介護サービス 行動援護 重要事項説明書

(令和6 年 4 月 1 日現在)

1 事業者の概要

名称	株式会社おおきに
法人の種別	営利法人
法人の所在地	奈良県宇陀市大宇陀和田 99 番地
法人の電話番号	0744-47-4562
代表者氏名	代表取締役 太田 悠貴
法人の沿革・特色	<ul style="list-style-type: none">・ 事業所は、利用者の意思および人格を尊重し、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄および食事等の介護、調理、洗濯および食事等の家事、生活等に関する相談および助言並びに外出時における介護その他の生活全般にわたる援助を適切に行う。・ 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。・ 事業にあたっては、利用者の必要な時に必要な指定居宅介護の提供ができるよう努めるものとする。・ <u>「障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年4月1日厚生労働省令第58号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。</u>
法人が所有する営業所の種類・数	通所介護、総合事業、居宅介護、訪問介護(全て介護福祉法に基づく事業)

2 本事業所の概要

事業所の名称	訪問介護 More
事業所の所在地	奈良県吉野郡大淀町馬佐431-1
事業所番号	居宅介護 2911700553 (令和6年 4 月 1 日指定)
事業所が行っている他障害福祉サービス	行動援護
営業日、営業時間	月曜から日曜午前9時から午後6時(上記営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする)
サービス提供日、時間	月曜から日曜午前9時から午後6時(上記営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする)

サービス提供地域	大淀町 下市町 吉野町 橿原市 葛城市 高田市 五條市 桜井市
事業の目的及び運営方針	株式会社おおきにが設置する訪問介護 More において実施する居宅介護サービス 行動援護のサービスの適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、居宅介護サービス 行動援護の円滑な運営管理を図る
自己評価の実施状況	なし
第三者評価の実施状況	なし
職員への研修の実施状況	虐待防止研修 身体拘束防止研修

3 事業所の職員体制 (令和6年4月現在)

職種	常勤(人)	非常勤(人)	合計員数 (常勤換算)	資格等
管理者	1		1	介護福祉士
サービス提供責任者	1		1	介護福祉士
ヘルパー	2	2	2.5	
事務員				

4 主たる対象者

知的障害者 精神障害者 身体障害者

5 提供する居宅介護サービス

(1) 居宅介護サービスの内容

①身体介護

食事介助	食事の介助を行います。
入浴介助・清拭	入浴の介助や清拭（体を拭く等）、洗髪などを行います。
更衣介助	衣服の着脱の介助を行います。
排せつ介助	排せつの介助、おむつ交換を行います。

②家事援助

調理	利用者の食事の用意・片付けを行います。
洗濯	利用者の衣類等の洗濯を行います。
買物	利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。
掃除	利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。

③通院等介助

通院等介助 (身体介護を伴う)	通院等又は官公署並びに指定相談支援事業所への移動のための介助、通院先等での受診等の手続・移動等の介助(院内介助を要する場合)を行います。
--------------------	--

(2) ヘルパーの禁止行為

- ①利用者に対する暴力等の虐待行為
- ②身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(緊急やむを得ない場合を除く。)
- ③利用者の同居家族に対するサービス
- ④利用者の日常生活の範囲を超えたサービス(庭の手入れやペットの世話等)
- ⑤居宅介護(身体介護、家事援助)における外出や単なる見守りのサービス

6 利用料金

(1) 介護給付費支給対象サービスに係る利用者負担額

居宅介護サービスに係る利用者負担額は、区市町村が定める利用者負担上限月額(居宅介護

サービスに要した総費用額の1割相当額が低い場合には、低い方の額)となります。また、居宅介護サービスに要した総費用額から利用者負担額を差し引いた額を介護給付費として事業者が受領します。

なお、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」第31条により特例の適用を受ける場合は、区市町村が定める額となります。

また、同一世帯に障害福祉サービスの利用者が複数いる場合、障害福祉サービスと介護保険サービスを併用する利用者がある場合で、利用者負担の合計額が一定の額を超える場合には、高額障害福祉サービス等給付費等を支給され負担が軽減される場合もあります。

詳しくは、お住まいの区市町村にお尋ねください。

居宅介護サービス提供に要した総費用額は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号)」別表介護給付費等単位数表により算定する単位数(下記表)に「厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成18年厚生労働省告示第539号)」を乗じて得た額となります。

$$\text{月合計給付単位数 (①基本サービス単位数+②加算単位数)} \times 1 \text{単位の単価} = \text{サービスに要した総費用}$$

※居宅介護サービスに要した費用と利用者負担額の目安は、下記表のとおりです。

① 基本サービス単位数表 日中時間帯(午前8時～午後6時までの間)

・下記表の利用料(居宅介護サービスに要した費用)は、本事業所の所在地(その他)の1単位単価(10円)で算定しています。また、利用者負担額は利用料の1割相当額を記載しています(1円未満の端数は、端数金額を切り捨てて算定しています。)

身体介護中心型 通院介助(身体介護有)	単位数	利用料	利用者負担額
30分未満			
30分以上1時間未満			

1時間以上1時間30分未満			
3時間以上			
家事援助中心型	単位数	利用料	利用者負担額
30分未満			
30分以上45分未満			
45分以上1時間未満			
1時間以上1時間15分未満			
1時間15分以上1時間30分未満			
1時間30分以上			
通院等介助（身体介護無）	単位数	利用料	利用者負担額
30分未満			
30分以上1時間未満			
1時間以上1時間30分未満			
1時間30分以上			

- ・ 2人の従業者により居宅介護を行う場合は、2人の従業者について区市町村が認める場合（①身体的理由②暴力行為等③その他利用者の状況から①、②に準ずると認められる場合の

いずれかに該当する場合）で、利用者から同意を得ている場合になります。

各ヘルパーの所定単位数で算定します。

上記以外で、利用者が希望する場合は、利用者から介護給付費相当の額をいただきます。

- ・ 3級ヘルパー等が居宅介護サービス提供にあたる際は、所定単位を減じて算定します。

身体介護 所定単位の30%減

家事援助 所定単位の10%減

② 加算単位数

下記に該当する場合は、①の基本単位数に加算を算定します。

- 夜間早朝加算 夜間（18時～22時）、早朝（6時～8時）の場合は、①の単位の25%増
- 深夜加算 22時～6時の場合は、①の単位の50%増
- 緊急時対応加算 1回につき100単位

居宅介護計画に位置づけられていない居宅介護を利用者の要請を受けて、24時間以内に行った場合に算定します。

- 初回加算 200単位/月

新規に居宅介護計画を作成した利用者に対して、初回又は初回の属する月にサービス提供責任者が居宅介護サービスを提供した場合、又は従業者のサービスに同行した場合に算定します。

- かくたん 喀痰吸引等支援体制加算 100単位/日

* 特定事業所加算（1）を算定していない事業所において、喀痰吸引等に関する認定特定行為業務従事者である介護職員等がたんの吸引等を実施した場合に算定します。

- 利用者負担上限額管理加算 150単位/月
利用者の負担額合計額の管理を行った場合に算定します。
- 福祉専門職員等連携加算 564単位/回
サービス提供責任者が、利用者に関わった障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設等又は医療機関等の社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、理学療法士、公認心理師、作業療法士、言語聴覚士、看護師、保健師等の国家資格を有する者に同行して利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を共同して実施した上で、居宅介護計画を作成し、作成された居宅介護計画に基づきサービスを提供した場合に算定します。
- 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（基本単位＋加算単位）の1000分の274相当単位/月
当該事業所では、職員の処遇（賃金等）改善を図っています。

事業者は、区市町村から法定代理受領により、居宅介護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、利用者に対し、利用者に係る介護給付費の額をお知らせいたします。

法定代理受領を行わない居宅介護に係る費用の支払を受けた場合は、サービス証明書を利用者に交付します。

(2) その他、居宅介護サービスに係る費用について

- ①外出時におけるヘルパーの公共交通機関等の交通費は
利用者の実費負担となります。

(3) その他

利用者のお住まいで居宅介護サービスを提供するために必要となる水道、ガス、電気、電話等の費用は、利用者にご負担いただきます。

(4) 支払方法

上記利用料金の支払いは、1か月ごとに計算し、翌月15日までに請求しますので、30日までにお支払ください。

支払いは、原則として自動口座引き落としでお願いします。

ただし、これによりがたい場合は、現金又は振込でお願いします。

7 居宅介護サービスの利用方法

(1) 居宅介護サービスの利用開始

①居宅介護について介護給付費の支給決定を受けた方で、当事業者の居宅介護サービス利用を希望される方は電話等でご連絡ください。

当事業者の居宅介護サービス提供に係る重要事項についてご説明します。

②居宅介護サービス利用が決定した場合は契約を締結し、居宅介護計画を作成して、居宅介護計画の基づき居宅介護サービスの提供を開始します。

契約の有効期間は介護給付費支給期間と同じです。

ただし、引き続き支給決定を受け、利用者から契約終了の申し出がない場合は、自動的に更新されるものとします。

③居宅介護の提供に当たっては、適切な居宅介護サービスを提供するために、利用者の心身の

状況や生活環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握させていただきます。

(2) 居宅介護サービスの終了

①利用者が当事業者に対し30日間の予告期間において文書で通知を行った場合は、この契約を解除することができます。

ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間内の通知でも契約を解除することができます。

②当事業者が正当な理由なく居宅介護サービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は当事業者が破産した場合、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。

③利用者が居宅介護サービス利用料金の支払いを2か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、5日以内にお支払いいただけない場合、又は利用者や利用者の家族等が事業者や従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、事業者は文書で通知することにより直ちに契約を解除し、居宅介護サービス提供を終了させていただくことがあります。

④当事業所を廃止又は縮小する場合などやむを得ない事情がある場合、契約を解除し、居宅介護サービス提供を終了させていただくことがあります。この場合、契約を解除する日の30日前までに文書で通知します。

(3) 契約の自動終了

次の場合は、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。

①利用者が施設に入所した場合

②居宅介護の介護給付費支給期間が満了し、その後支給決定がない場合（所定の期間の経過をもって終了します。）

③利用者が死亡した場合

8 当事業者の居宅介護サービス利用に際し留意していただきたい事項

--	--

9 緊急時の対応方法

居宅介護サービス提供中に利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族が不在の場合等、必要に応じ下記の緊急連絡先へ速やかにご連絡します。

【主治医】

医療機関名	
住所	

電話番号	
主治医氏名	

【ご家族等緊急連絡先】

氏名	
住所	
電話番号	
続柄	

10 この契約に関する相談・苦情の窓口等

当事業所ご利用相談・苦情窓口

担当者	中本達也
電話番号	0746-39-9090
受付時間	月曜から金曜9:00~17:00

なお、当事業所では苦情対応について独自の取り組みを行っています。

--

当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

担当部署	大淀町役場 福祉課
電話番号	0747-52-5501
受付時間	8:30~17:15

担当部署	奈良県運営適正化委員会
電話番号	0744-29-1212 (FAX 兼用)
受付時間	09:00~17:00

11 虐待の防止について

事業者は、障害児及び通所給付決定保護者の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

虐待防止責任者名	中本達也
----------	------

- 1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
- 2) 成年後見制度の利用を支援します。
- 3) 苦情解決体制を整備しています。
- 4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。

(虐待の防止)

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するために、次の各号に掲げる措置を講ずる。

(1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を年に1回以上定期的実施する。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(身体拘束等の禁止)

事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

令和 年 月 日

居宅介護の利用にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者 株式会社 おおきに

(所在地) 奈良県宇陀市大宇陀和田 99 番地

(事業者名) 株式会社おおきに

印

(代表者) 代表取締役 太田悠貴

(事業所名) 訪問介護 More

(説明者) サービス提供責任者

氏名 中本達也

印

私は本書面により、これから居宅介護サービスを受ける居宅介護の重要な事項について、事業者から説明を受けました。

利用者

(住所)

(氏名)

印

代理人又は立会人等

(住所)

(氏名)

印

(続柄)